公告 第 49 号
令和8年11月16日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊丘珠駐屯地
第３２５会計隊丘珠派遣隊長　黒川　孝一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6LY01NY00490	6LZ11AM2814 0001		R8-30

品名　または　件名
十勝対空無線機新設役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広駐屯地　飛行場地区
搬入場所	納期または工期
管気２派　工藤１曹　８－１８－２５１２	令和9年3月31日（水）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊丘珠駐屯地　第３２５会計隊丘珠派遣隊契約班及び北部方面会計隊ホームページによる。細部は、第７項(2)の適用する契約条項を確認すること

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：説明会は実施しない
入札日時場所　：令和8年12月3日（木）11時00分　丘珠駐屯地厚生センター談話室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
（１）　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
イ　令和７年・令和８年・令和９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を新規に申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。）
ウ　「入札及び契約心得」を厳守している者。
エ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
カ　建設業法（昭和２４年法律第１０号）第３条に規定する「電気工事」に係る建設業の許可を有し、同法第２７条の２３に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
（２）　適用する契約条項等
駐屯地用標準契約書
ア　契約条項
役務請負契約条項
イ　特約条項
(ｱ)　談合等の不正行為に関する特約条項
(ｲ)　暴力団排除に関する特約条項
（３）　保証金等に関する事項
ア　入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

イ　契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

（４）　事前審査申請書類の提出等

ア　本競争入札の参加を希望するものは、別添「一般競争入札事前審査申請書」を提出し、役務履行の適正性の審査を受ける。

提出期限：令和８年１１月２７日（金）１２００

提 出 先：第３２５会計隊丘珠派遣隊　星

イ　審査結果の通知

上記の審査結果については、令和８年１１月３０日（月）１７００までに通知する。

（５）　入札の無効

ア　第２項及び第７項（１）で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　入札に関する条項に違反した入札

ウ　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

エ　入札に遅刻又は途中退席した者の入札

オ　誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

カ　入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること

（６）　契約書作成の要否

契約書を作成する。

（７）　落札決定方式

ア　当隊所定の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和２４年勅令第１６５号）第８５条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

イ　落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

（８）　その他

ア　契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。

エ　代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ　電報、電話及びＦＡＸによる入札は認めない。

カ　郵便による入札を行う場合、第３２５会計隊丘珠派遣隊（担当：星）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、２重の封筒それぞれに「入札書「（入札件名を記入）」在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第２項（２）同様の資格審査結果通知書（写）を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、令和８年１２月２日（水）１７００までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。（メール便可）

キ　郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。

ク　本入札実施にあたり、市場価格調査を実施しております。入札参加希望業者は上記電話連絡を実施するとともに、ＦＡＸにて市場調査価格表の提出を令和８年１２月１日（火）１７００までに送付してください。

ケ　感染症対策防止の観点から郵便入札を推奨しております。もし入札当日参加される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

コ　入札に関する事項の問合せ先

陸上自衛隊丘珠駐屯地　第３２５会計隊丘珠派遣隊　契約班（担当：星）

ＴＥＬ　０１１－７８１－８３２１　（内３４６）

ＦＡＸ　０１１－７８１－０５０４　（　直通　）

サ　仕様書に関する事項の問合せ先

陸上自衛隊帯広駐屯地　北部方面管制気象隊　第２派遣隊（担当：工藤）

ＴＥＬ　０１５５－４８－５１２１（内２５１２）

（９）　公告掲示場所及び期間

ア　掲示場所：陸上自衛隊丘珠駐屯地第３２５会計隊丘珠派遣隊

北部方面会計隊ホームページ http：//www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.htmi

イ　掲示期間：令和８年１１月１６日～令和８年１２月３日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
2　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
（1）　資本関係がある場合
　次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
　ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
　イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
（2）　人的関係がある場合
　次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
　ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
　イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
　ウ　（1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6LY01NY00490

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
1	6LZ11AM2814	0001		ST	1.00				陸上自衛隊帯広駐屯地	
	十勝対空無線機新設役務								帯広駐屯地　飛行場地区	
	仕様書のとおり								管気２派　工藤１曹　８－１８－２５１２	
				R8-30					令和9年3月31日	
			- 以下余白 -							

調達要求番号：6LZ11AM2814

役　務　仕　様　書		
十勝対空無線機新設役務	仕様書番号	北航第Ｒ８－３０号
	作　　成	令和８年１０月８日
	作成部隊等名	北部方面管制気象隊第２派遣隊 １等陸曹　工藤　一徳

図面目録

図面番号	図面名称	備　考
7	駐屯地全景	
8	対空送信所の配置	収納架・無線機・ケーブル
9	第8送信機の電源・接地	
１０	第9・11装置の信号・電源・接地	
１１	第8・9・11装置の制御ケーブル	コネクタ接続要領
１２	受信機室（第8・9・11装置配線図）	電源・制御・接地配線
１３	受信機室（第10装置配線図）	電源・制御・接地配線
１４	第8受信機の電源・接地	
１５	第9･11受信機の信号・電源・接地	
１６	第10装置　電源・接地ケーブル	
１７	第10装置の制御ケーブル接続図	W101,W102,W103
１８	第10装置の制御ケーブル	コネクタ接続要領
１９	管制塔内・屋上配線図	第10装置制御器と30P配線
２０	第10装置制御パネル取付図	
２１	第8装置収納架据付寸法図	
２２	第10装置収納架据付寸法図	
２３	第9・11装置収納架外形図	
２４	対空送信所鉄塔・新設空中線	
２５	管制隊屋上・新設空中線	
２６	新設空中線GAT-49	官給
２７	第１０装置収納架内接続図	
２８	管制塔隊舎～送信所　新設ケーブル図	30P
２９	管制塔隊舎屋上　新設ケーブル用配管図	

特記仕様書

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊帯広駐屯地において実施する対空無線機一式の撤去・据付について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1　撤去

対空無線機一式の撤去に関わる総称をいう。

1.2.2　据付

対空無線機一式の据付に関わる総称をいう。

1.2.3　派遣員

官側の施設等において，撤去及び据付を実施する者をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

電気通信設備工事共通仕様書

b)　法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）

2 役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

a)　本役務は，公共建築工事標準仕様書“電気設備工事編”及び電気通信設備工事共通仕様書に基づき実施するものとする。

b)　契約の相手方は、本役務を履行するにあたり、空中線の設計，施工に関する技術・能力・知識を有すものとする。

c)　本役務の着手に先立ち、工程について調整し、工程表等の必要な書類を作成・提出し、承認を受けるものとする。

d)　本役務を履行するにあたり，官給品以外の必要な器材・資材等は、契約の相手方が準備し，かつ“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”に適合するものとする。また，この仕様書に規定していない事項は、契約の相手方が規定する社内規定及び商習慣によるものとする。

2.2　役務内容

連番	役務内容	受信機室	対空送信所
1	収納架の新設	○	○
2	電源・制御・アース線の配線	○	○
3	制御用 LAN ケーブルの配線	●	
4	新空中線を既設支柱に新設	●	●
5	収納架内の同軸ケーブル新設	●	
6	管制卓に新制御器を加工・取付	●	
7	送信所～受信機室通信ケーブルの配線	○	○
8	配線に伴う配管一式、端子盤新設	○	○

※ ○：標準仕様、●：特記仕様

2.3　使用材料

連番	品　目	型式等	数量
1	空中線	GAT-49（第 11 装置用）	2 台(官給)
2	同軸コネクタ	NP-H-10DSF	1 個
3	同軸コネクタ	NP-J-10DSF	1 個
4	同軸ケーブル	RG-9A/U	2m
5	電源ケーブル	CV5.5-2C	103m
6	制御ケーブル	FCPEV-S　5P　0.65	124m
7	通信ケーブル	FCPEV　30P　0.65	400m
8	配管ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾗｲﾆﾝｸﾞ電線管	DWL04K	30m
8	LAN ケーブル	CAT6（両側のコネクタ含む）	25m
9	D-SUB 15Pin	(ﾈｼﾞﾛｯｸﾀｲﾌﾟ/ﾌﾟﾚｽｺﾝﾀｸﾄ)	6 個
１０	アース線	IV1.6	17m

2.4 役務時間

本役務の時間は、午前８時３０分から午後５時００分までの間とする。

なお、午後５時００分を超える作業を行う場合は、少なくとも前日までに監督官へ申請が必要である。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 提出書類等

4.1 提出書類

提出書類

連番	書類名	部　数	提出先	提出時期	様　式
1	役務着工届	1	監督官	契約後速やかに	随　意
2	役務完了調書			役務完了後速やかに	
3	現場代理人等通知書及び経歴書			契約後速やかに	
4	工程表（予定）			契約後速やかに	
5	工程表（実績）			日々作業終了後	
6	役務日誌			日々作業終了後	
7	役務写真	紙媒体１ データ１		役務完了後速やかに	

4.2 役務写真

施工写真は施工前,施工中及び施工後,使用した材料等がわかるもの及び監督官の指示に基づき撮影したものを工事アルバムに鮮明な画像で整理されたものを提出する。

5 保全

保全は，次による。

a) 駐屯地等への立入りに際しては，駐屯地所定の立入手続を行う。

b) 駐屯地等の中で作業を行う場合，駐屯地等内での行動（入門手続，火気取扱い，作業用通行路など）は，駐屯地の規則及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとし，作業地域以外への立入りを禁止する。

なお，やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には，所定の手続を行うものとする。

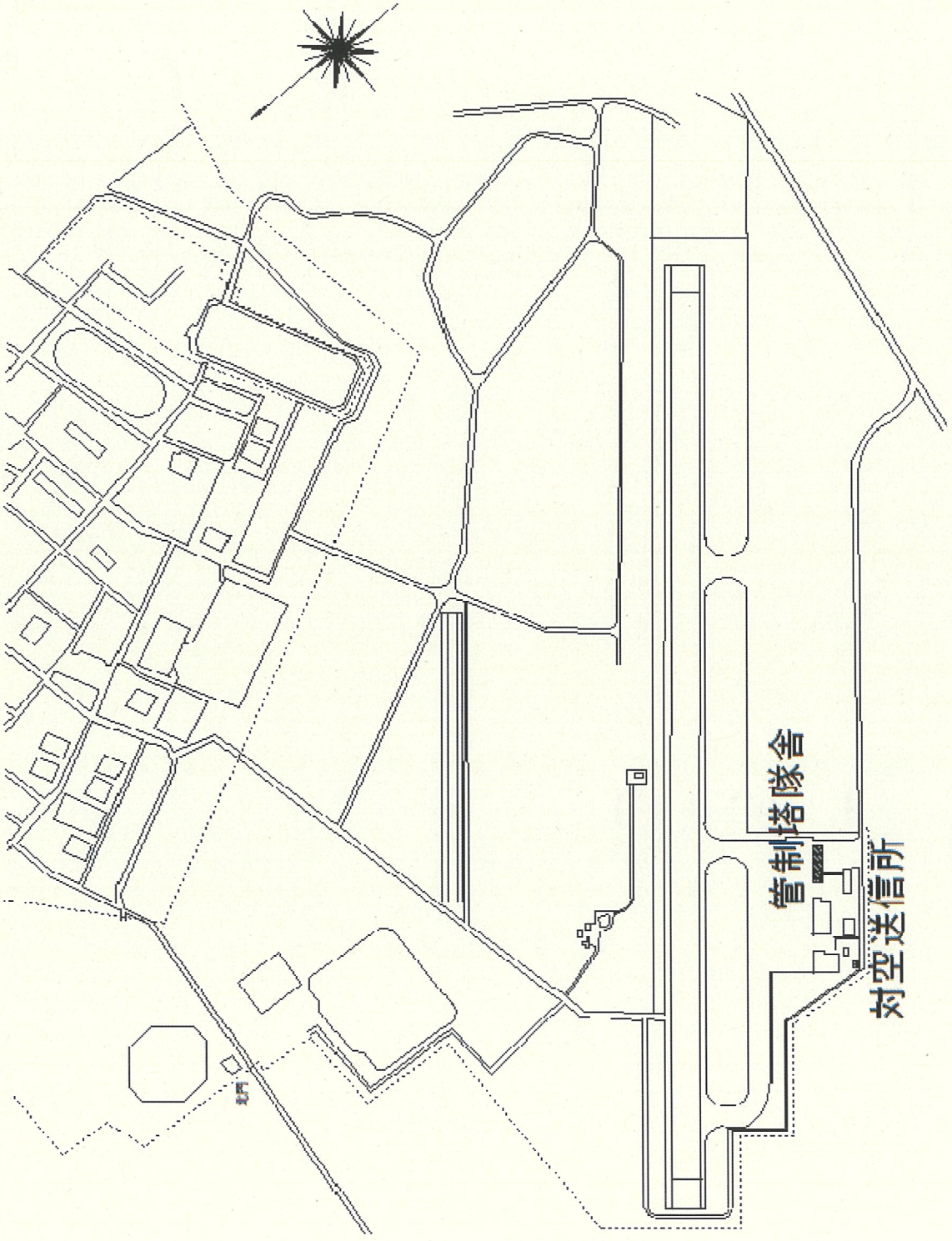
c) 契約の相手方は，本契約の履行に当たり，直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また，本契約終了後も同様とする。

6 産業廃棄物等の処理

本役務によって発生した産業廃棄物は，契約の相手方が処分するものとする。

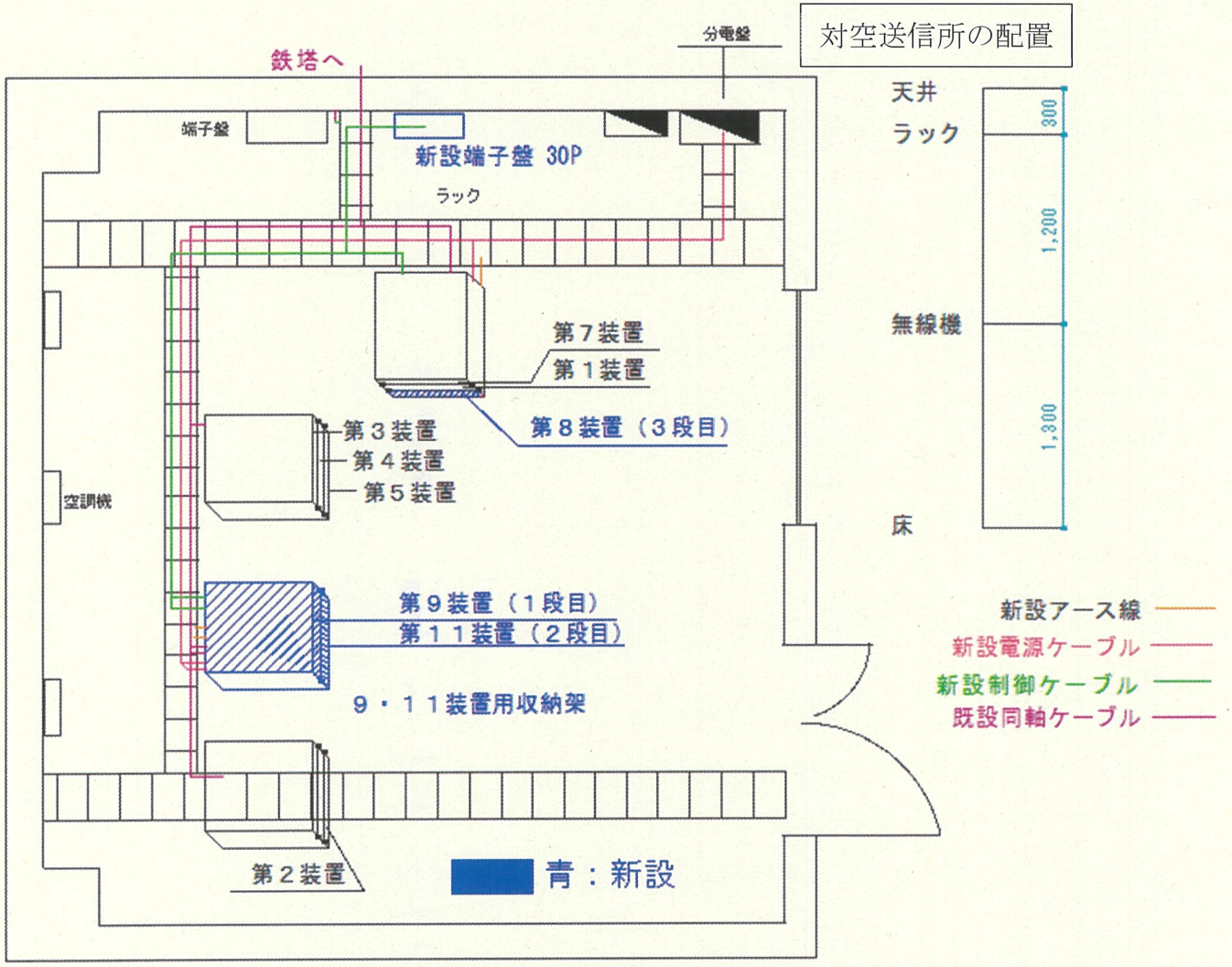
7 仕様書等に関する疑義

この仕様書に関し、疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。

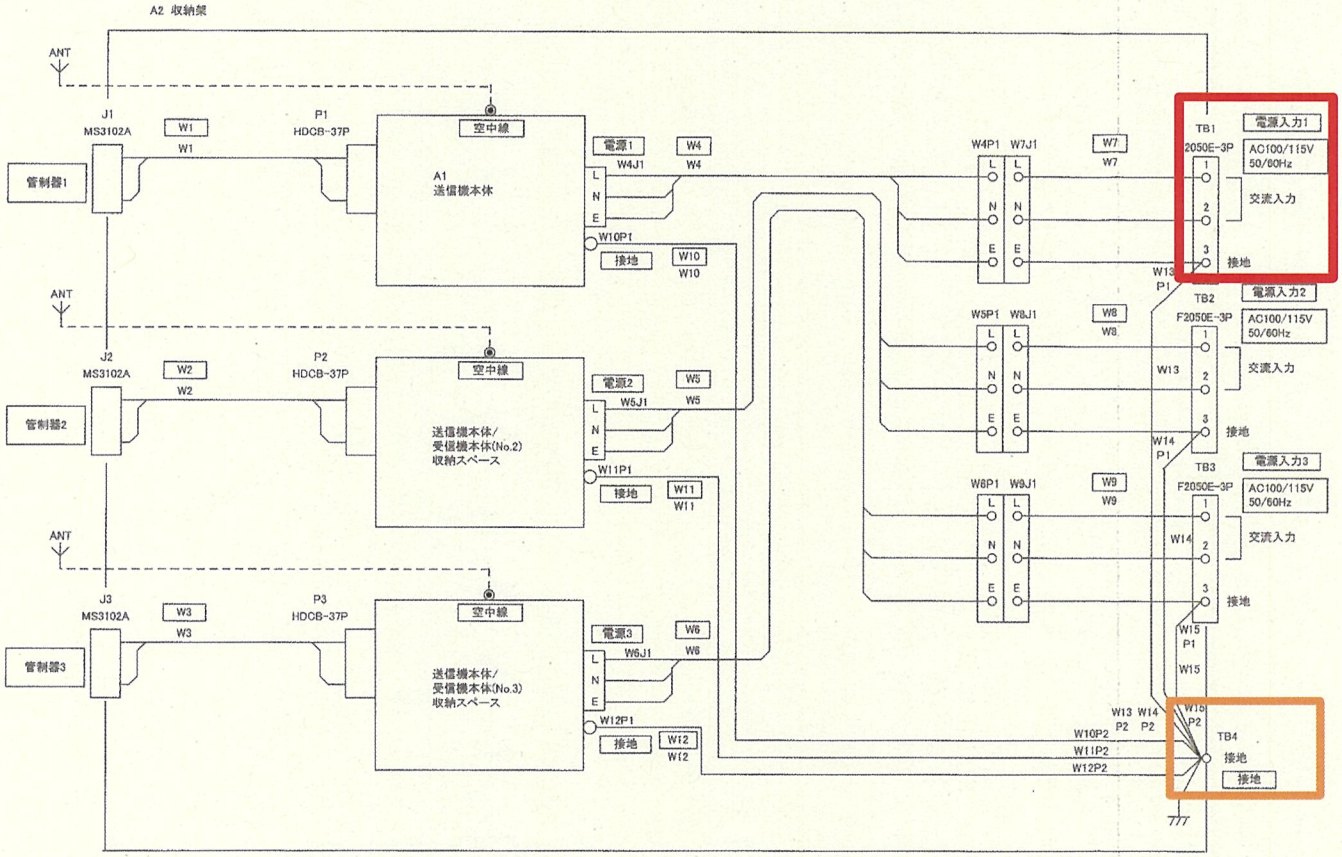


役務名	十勝対空無線機新設役務	7

役務名	十勝対空無線機新設役務	8



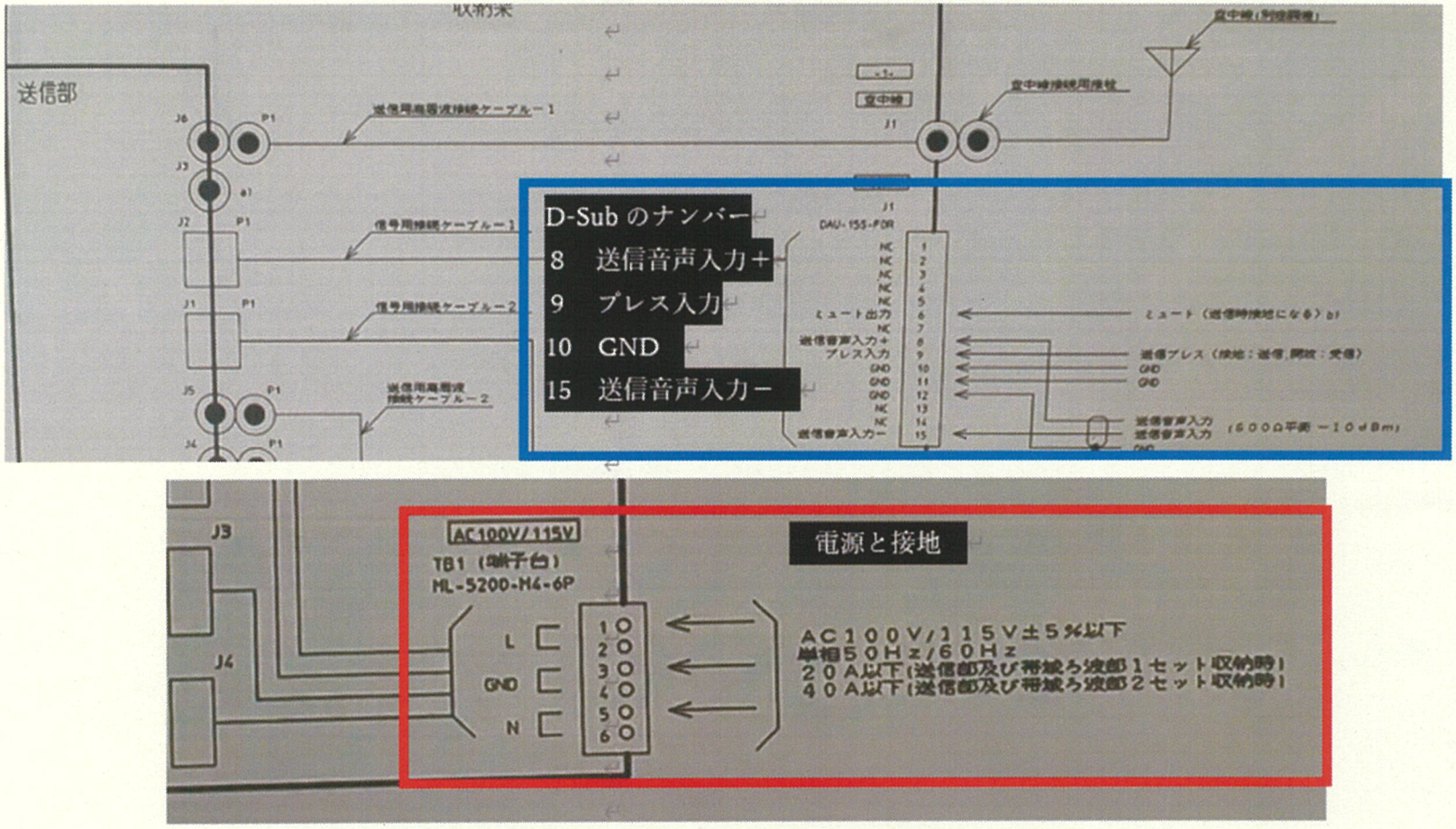
第８送信機の電源・接地



付図3 送信機 GT-7-D 接続図

役務名	十勝対空無線機新設役務	１０

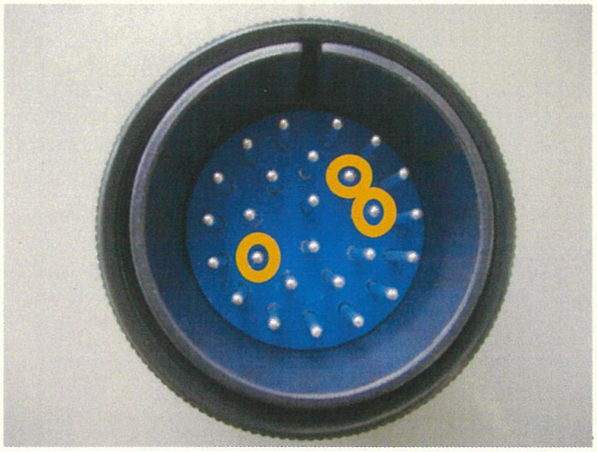
第９・11 送信機の信号・電源・接地



第８・９・11 装置の制御ケーブル

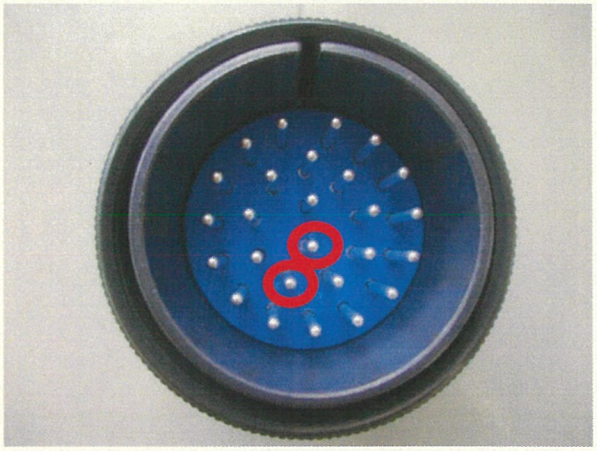
器材側：第８装置　（官給品）（FCPEV-S　0.65-5P　にて接続）

送信機側



T	AF(TX)	送信音声入力(600Ω平衡、0dBm 基準)	AF	入 力
U	AF(TX)	送信音声入力(600Ω平衡、0dBm 基準)	AF	入 力
Y	プレス	プレス入力(OC)	制 御	入 力

受信機側



d	AF(RX)	受信音声出力(600Ω平衡、0dBm 基準)	AF	出 力
X	AF(RX)	受信音声出力(600Ω平衡、0dBm 基準)	AF	出 力

器材側：第９・１１装置（FCPEV-S　0.65-5P　にて接続）

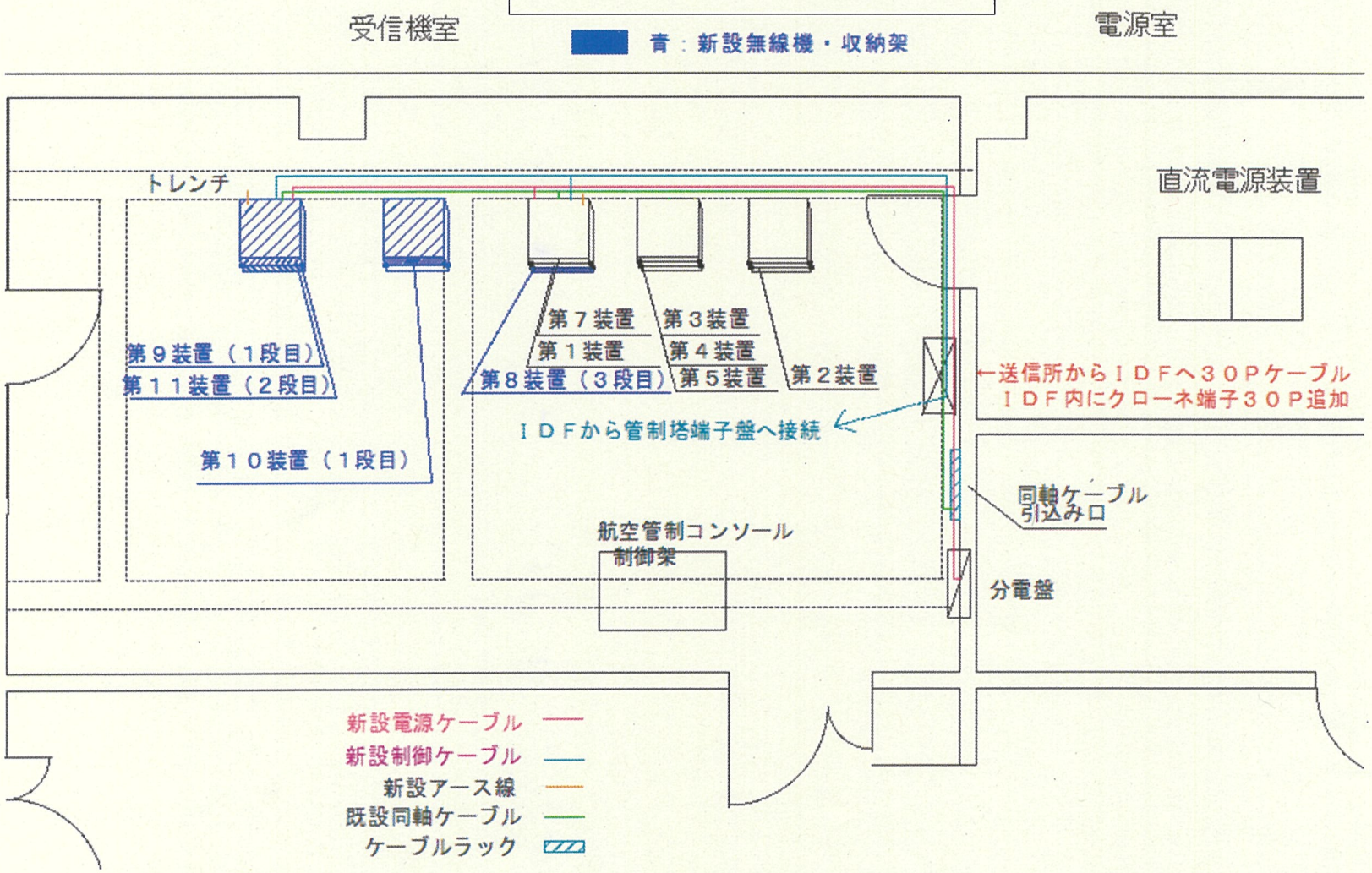


両方とも端子盤側は圧着端子で接続

役務名	十勝対空無線機新設役務	１１

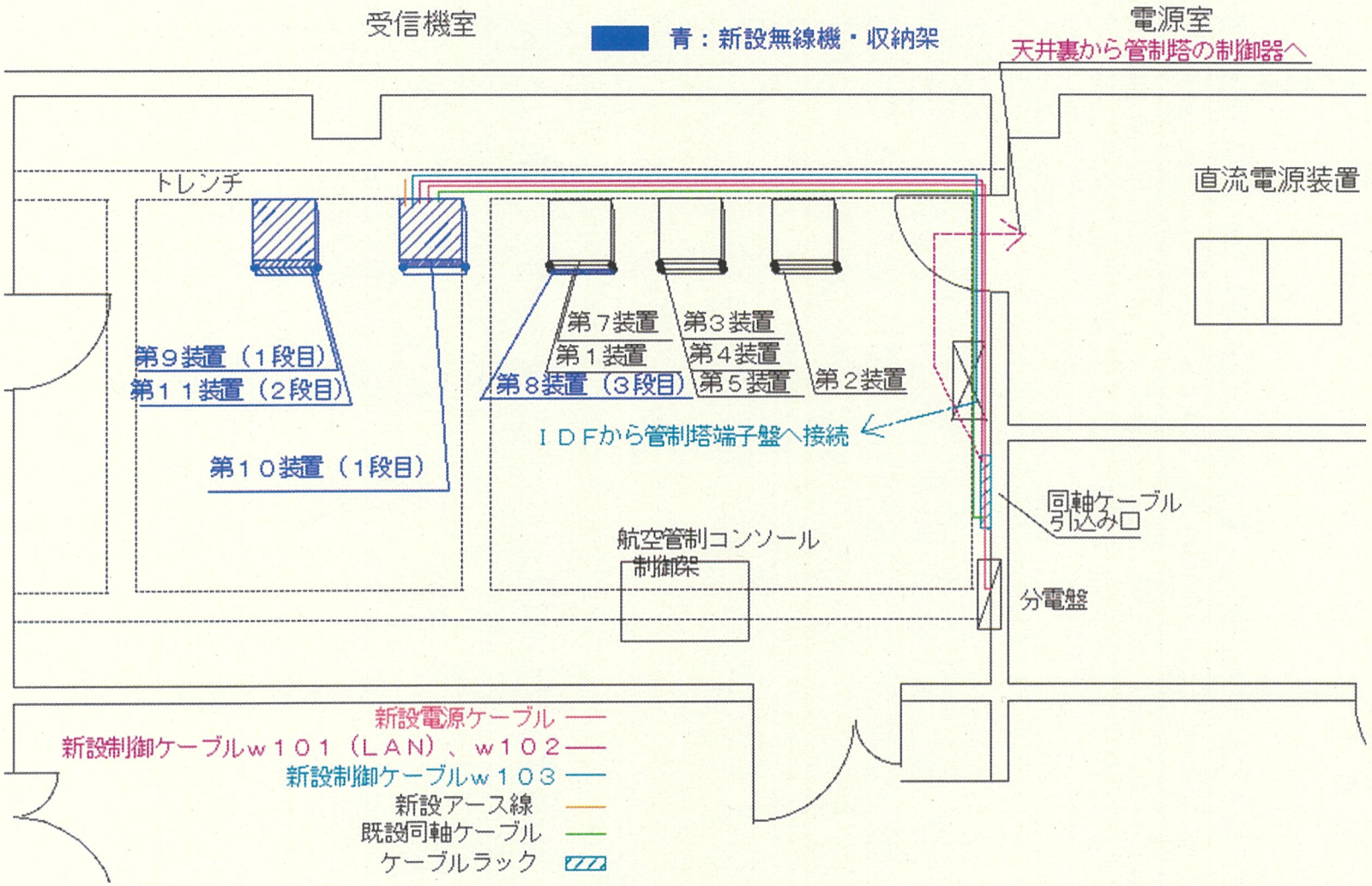
役務名	十勝対空無線機新設役務	１２

受信機室（第８・９・11装置配線図）

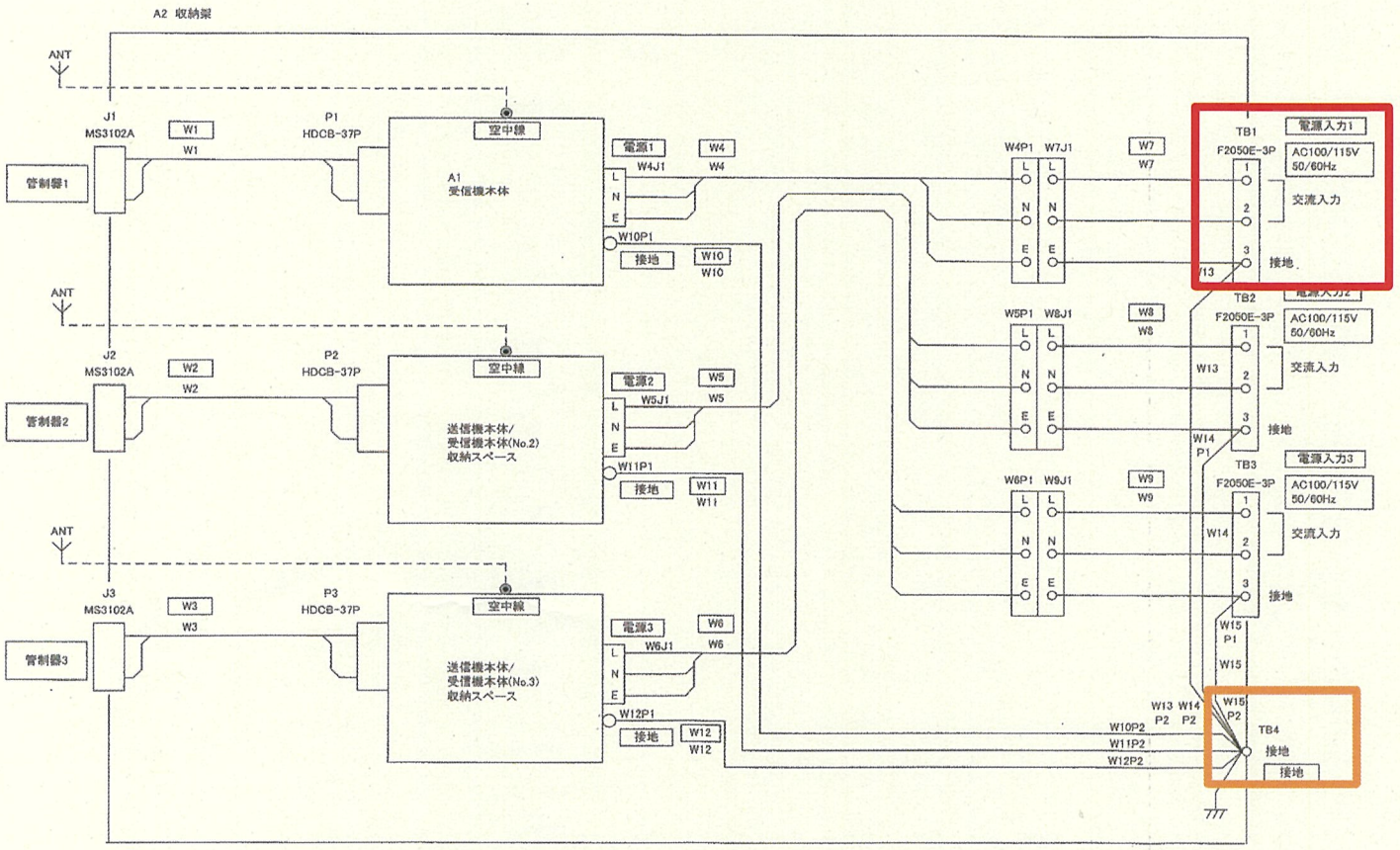


役務名	十勝対空無線機新設役務	１３

受信機室（第 10 装置配線図）

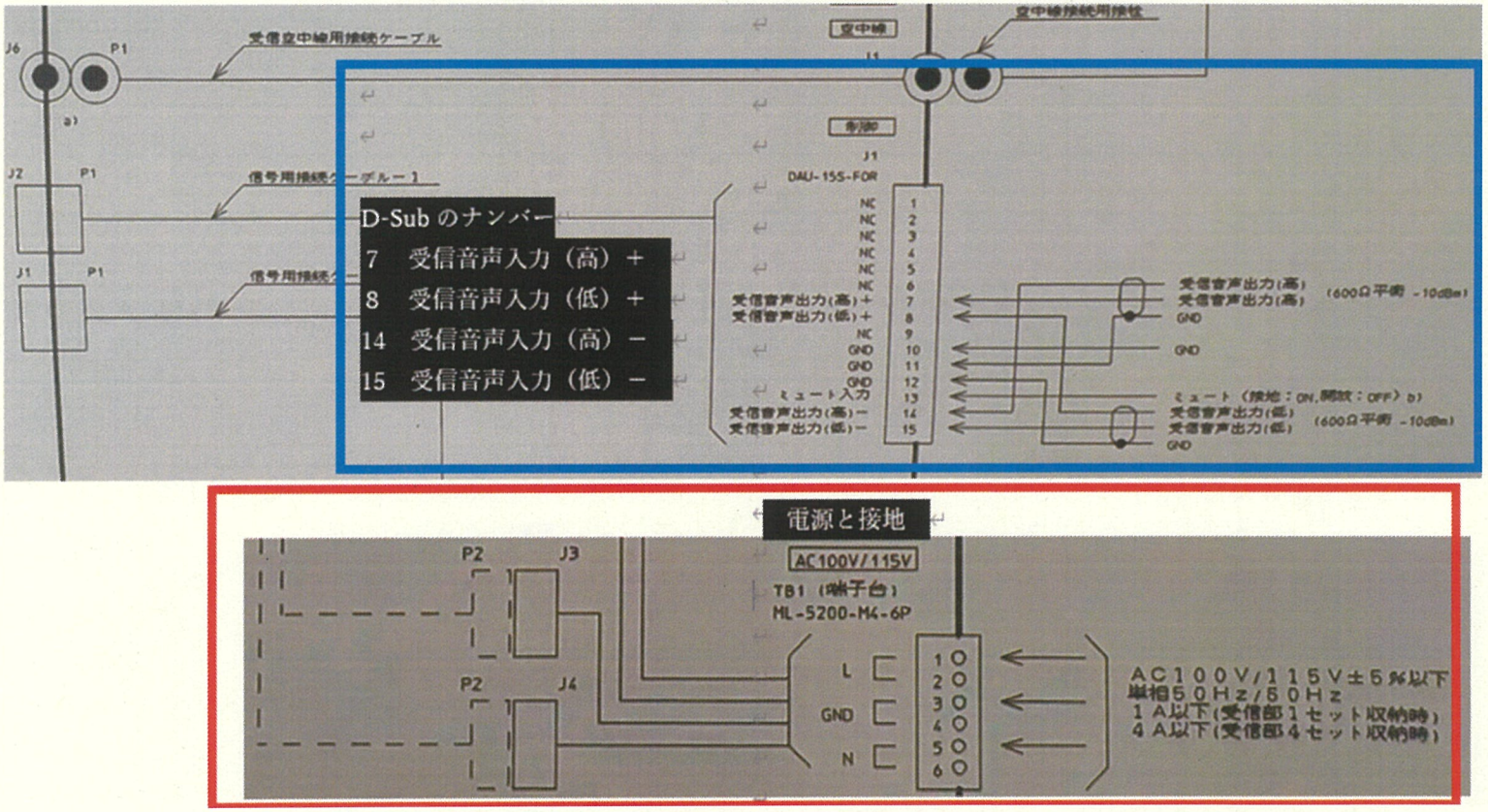


第８受信機の電源・接地



付図4 受信機 GR-7-E 接続図

第９・11受信機の信号・電源・接地



第 10 装置　電源・接地ケーブル

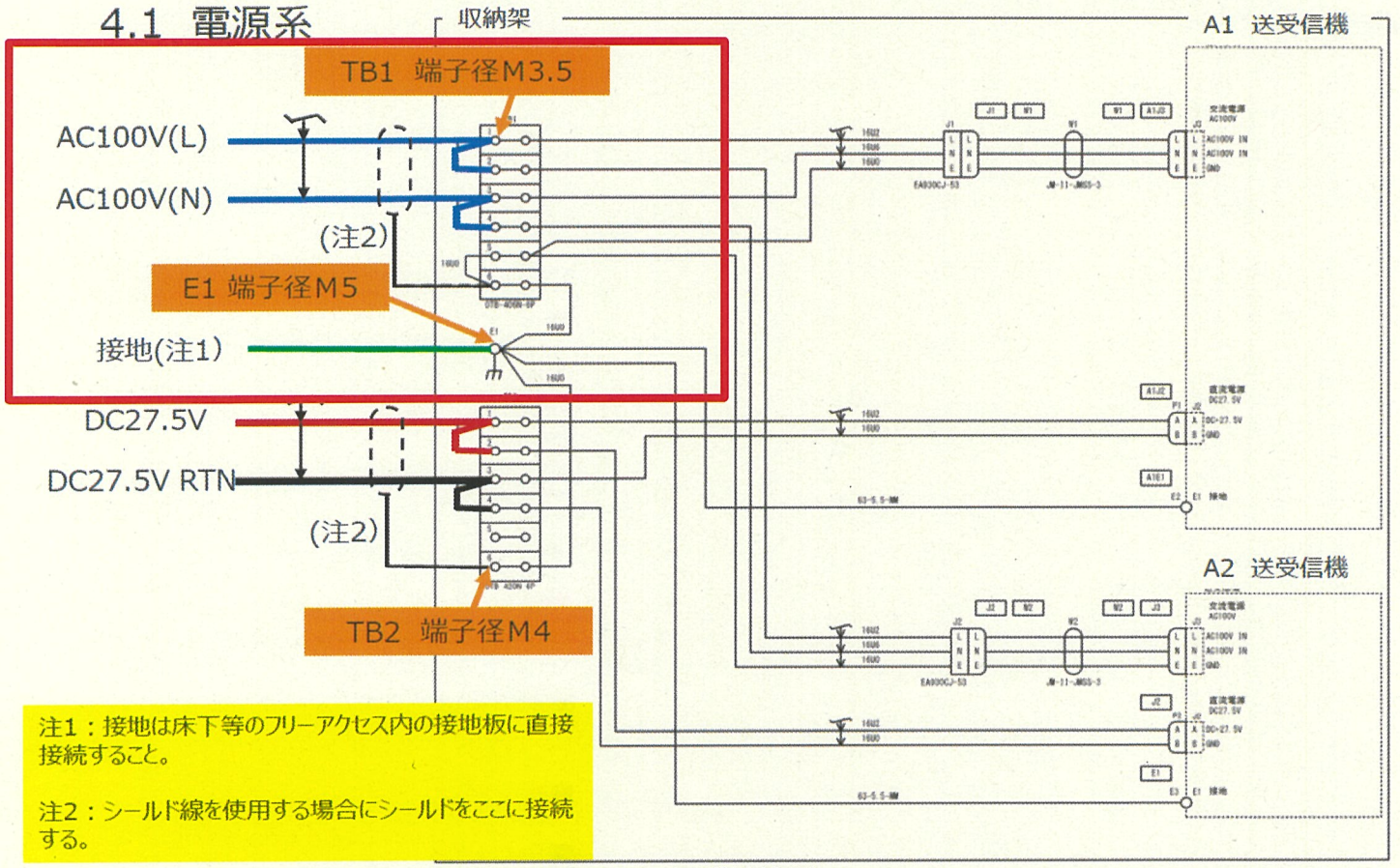


図4-2　電源系接続図

© 2022 Toshiba Electro-wave Products co.,ltd.

第 10 装置　制御ケーブル接続図

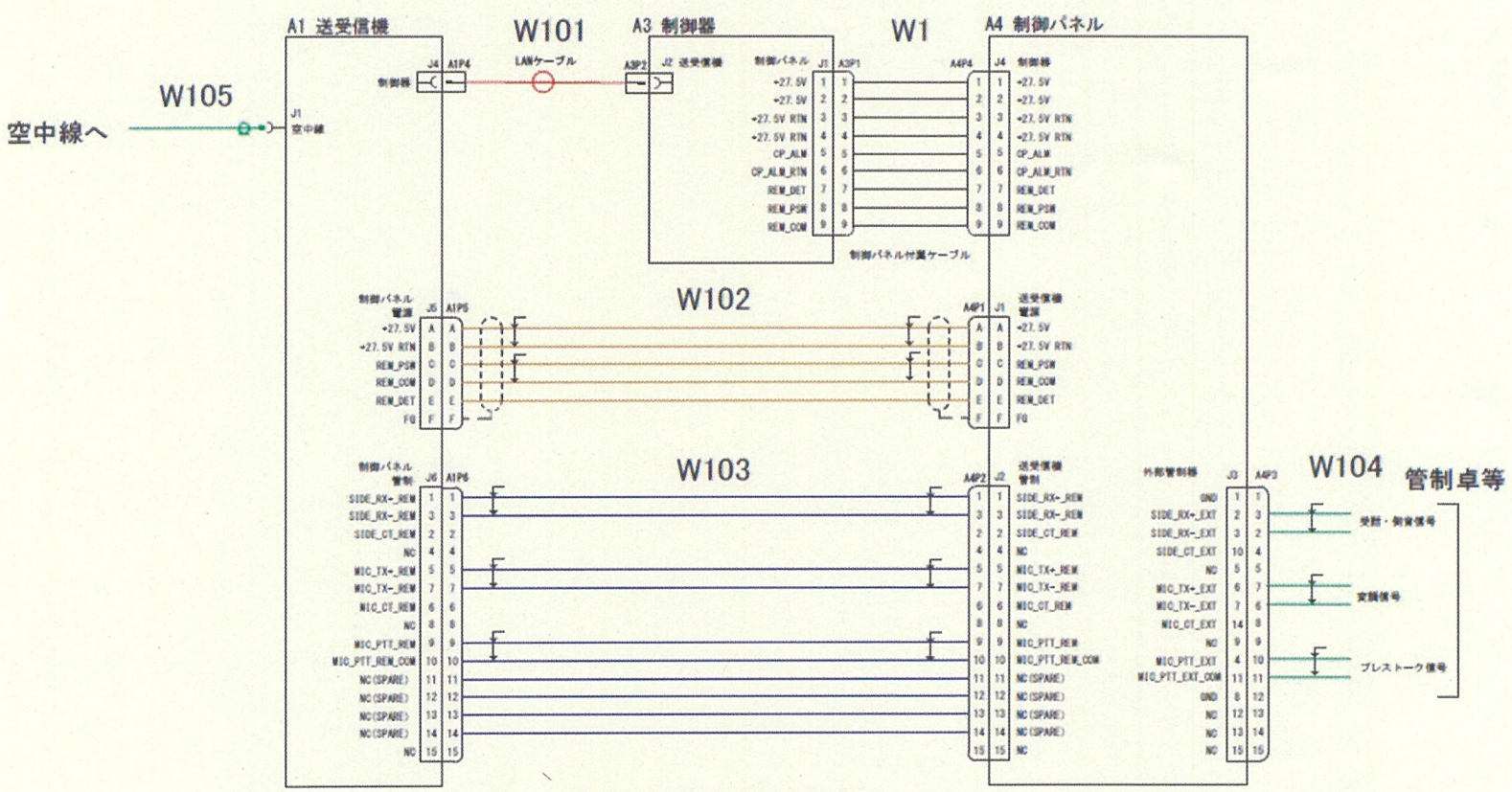


図4-4　信号系接続図

第10装置の制御ケーブル

Ｗ１０１

ＬＡＮケーブル（ＣＡＴ６）　３０ｍ
３Ｆ受信機室～４Ｆ管制塔

Ｗ１０２：D/MS3106B145（官給品）（FCPEV-S　0.5-5P　にて接続）

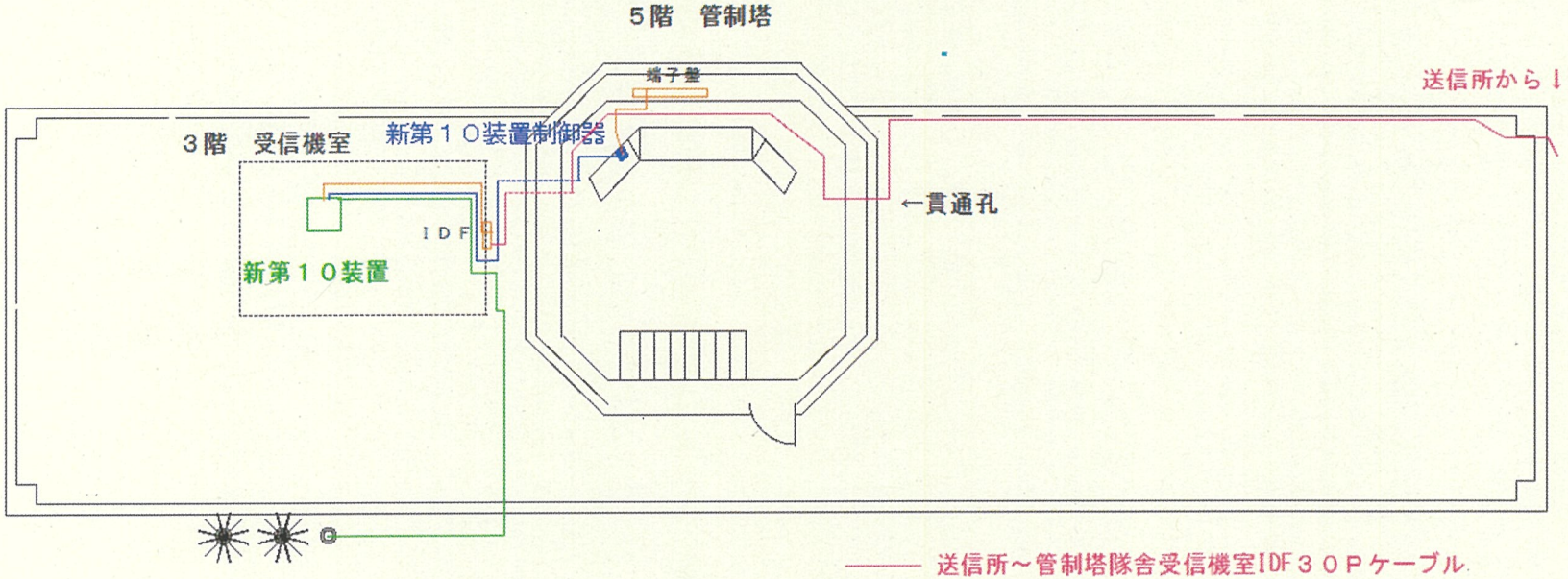


Ｗ１０３：（FCPEV-S　0.5-5P　にて接続）



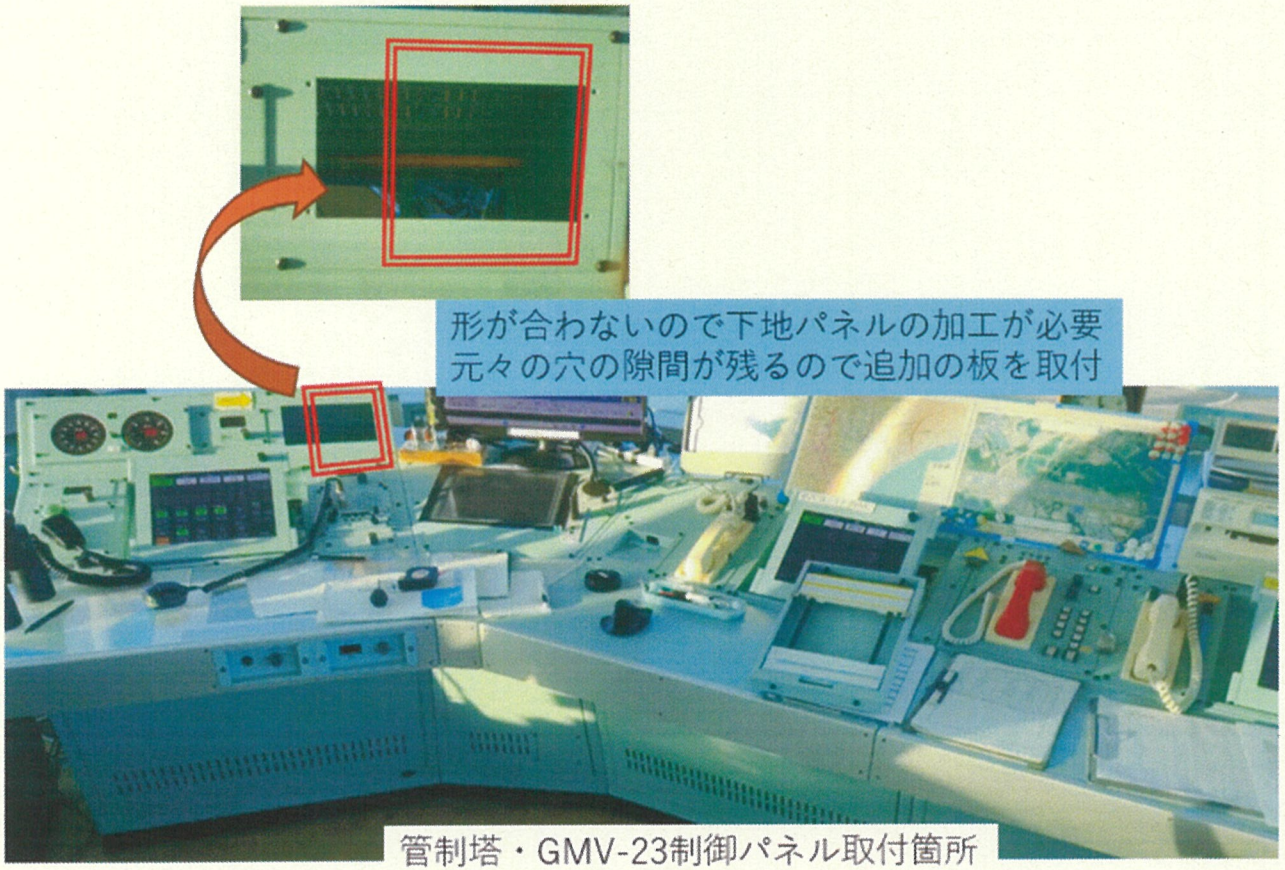
役務名	十勝対空無線機新設役務	19

管制塔内・屋上配線図



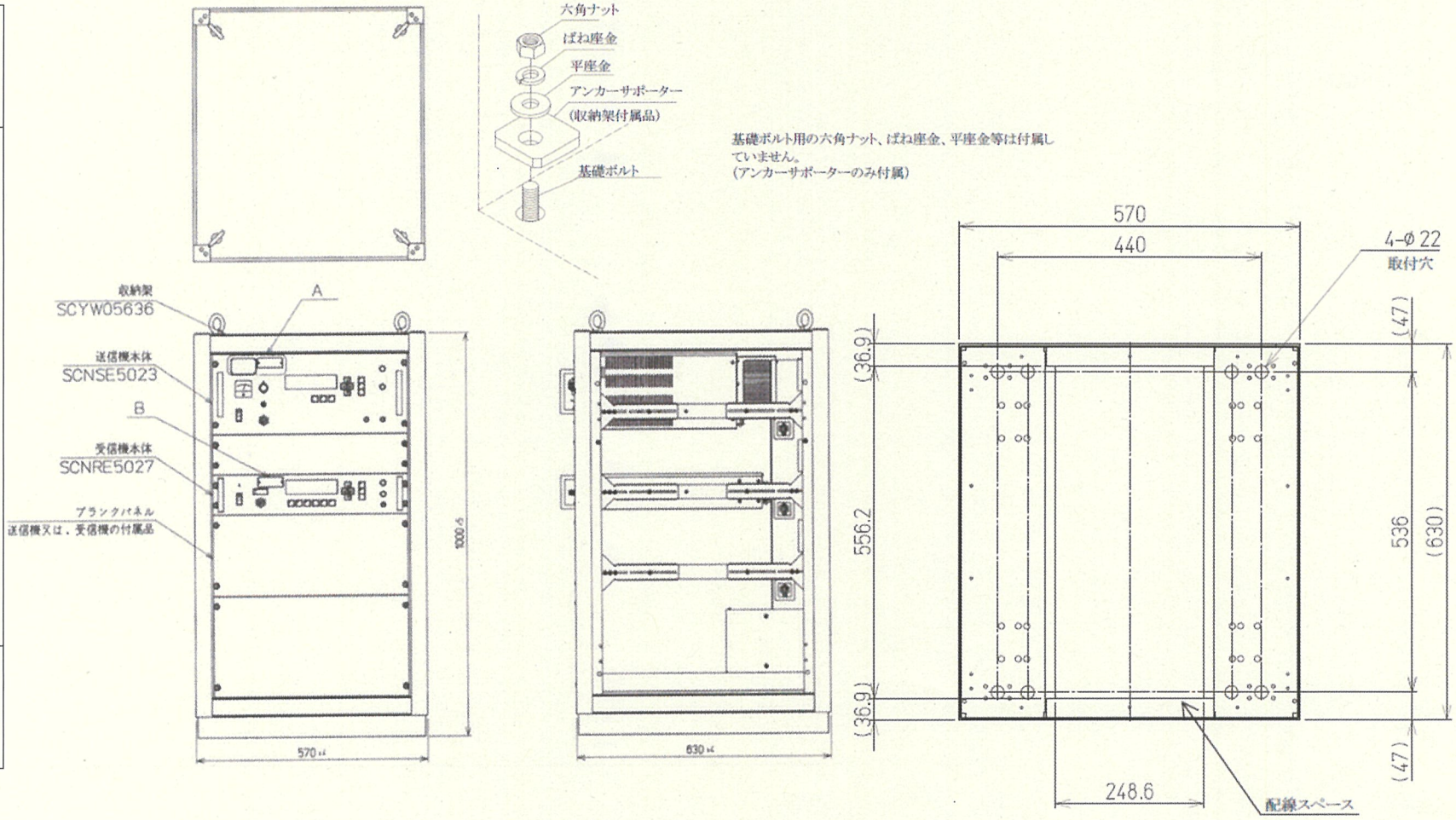
役務名	十勝対空無線機新設役務	２０

第 10 装置制御パネル取付図



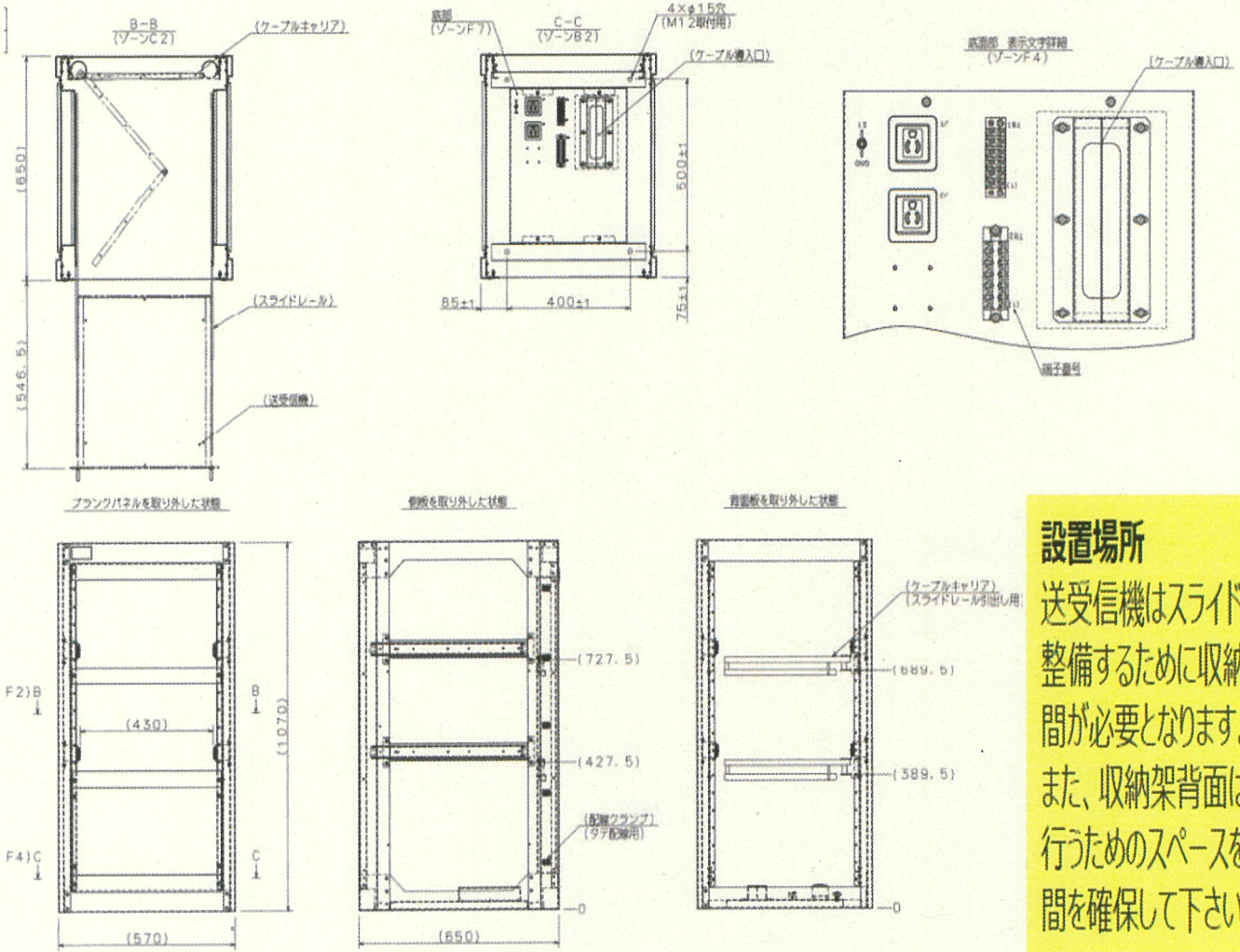
役務名	十勝対空無線機新設役務	21

第８装置収納架据付寸法図



役務名	十勝対空無線機新設役務	22

第 10 装置収納架据付寸法図

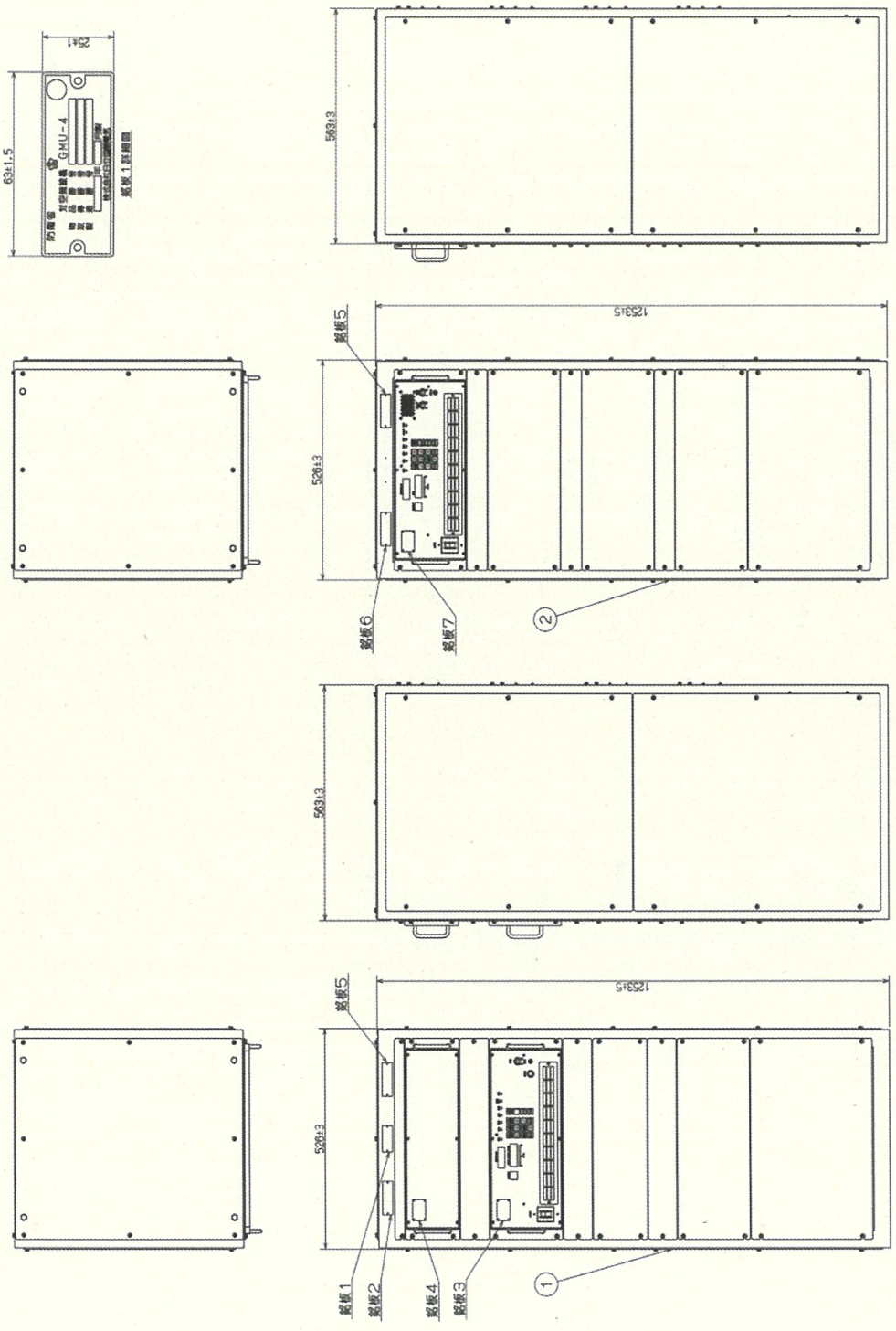


設置場所

送受信機はスライドレールで前方に引き出して整備するために収納架の前方1.5m程度の空間が必要となります。

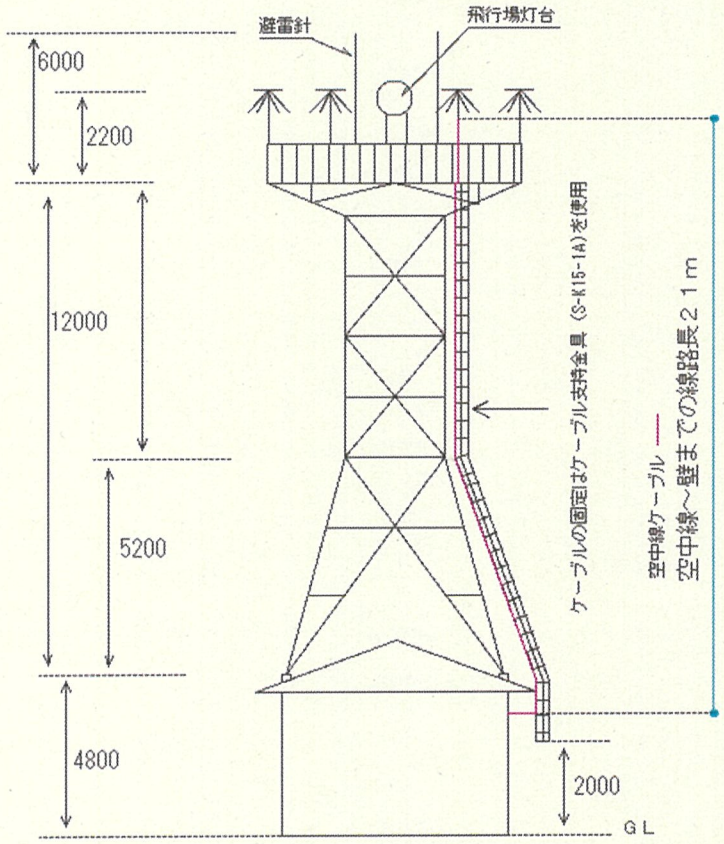
また、収納架背面は接続ケーブルの点検等を行うためのスペースを考慮して1.0m程度の空間を確保して下さい。

第９･11 装置収納架外形図

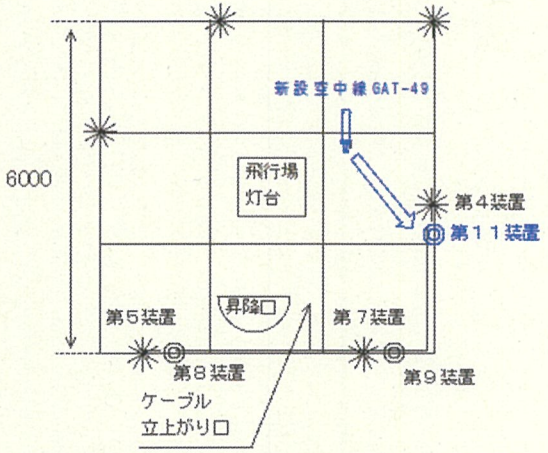


役務名	十勝対空無線機新設役務	24

対空送信所鉄塔・新設空中線

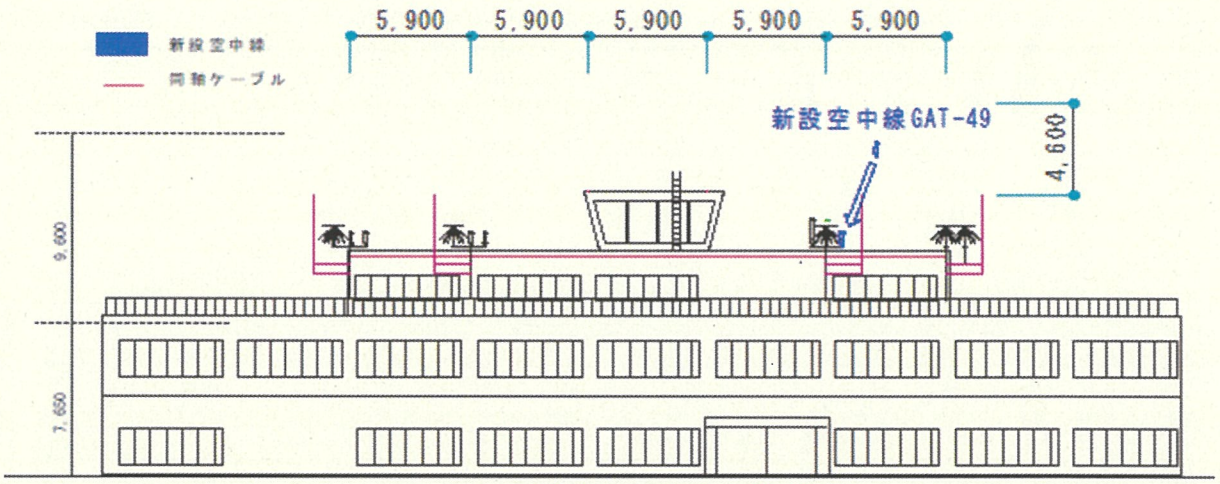


鉄塔屋上器材配置図

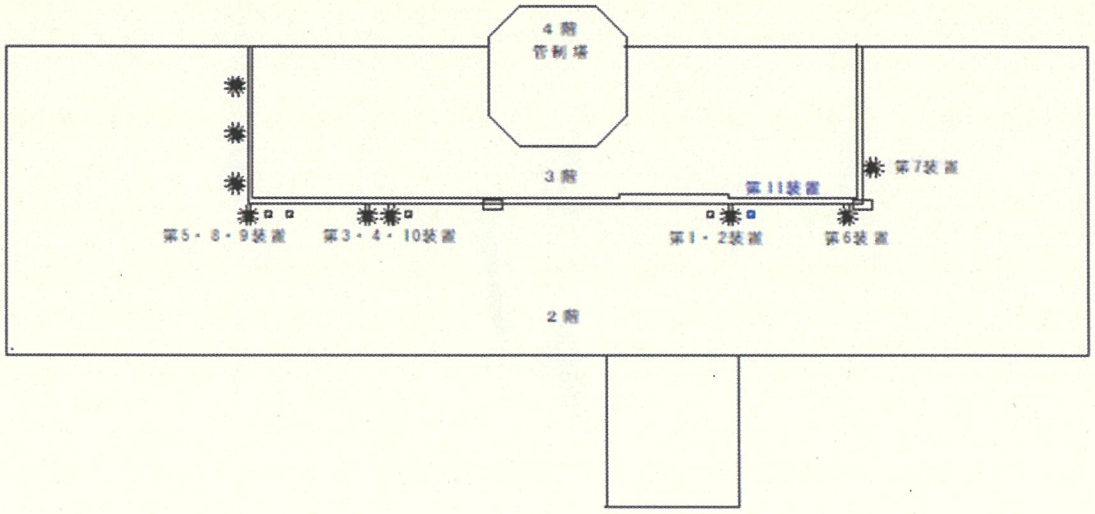


接続順	品　　名	室内・室外
1	送信機	室内
2	アレスタ	
3	同軸コネクタ(NP-H-10DSF)	
4	同軸ケーブル(10D-HFB M(LIGHT))	室外
5	同軸コネクタ(NP-H-10DSF)	
6	空中線	

管制隊屋上・新設空中線

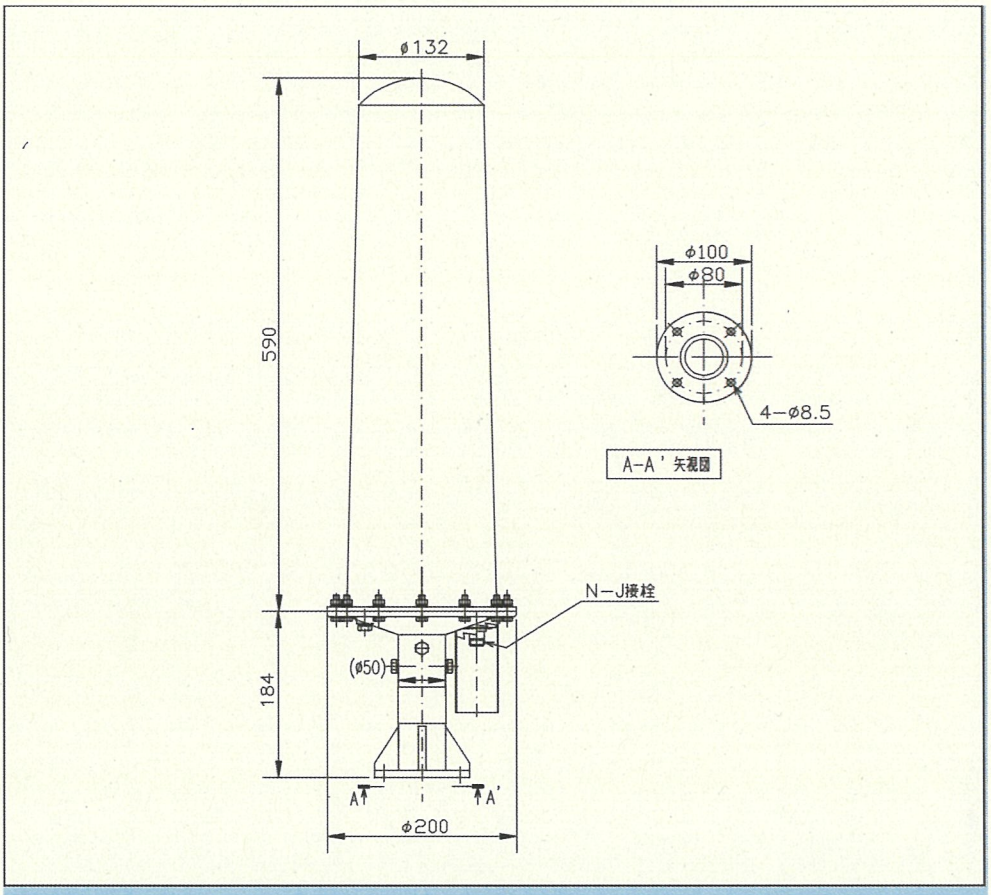


隊舎正面図（舎前）



役務名	十勝対空無線機新設役務	２５

新設空中線　ＧＡＴ－４９



項　目	定　格	備　考
形　名	VCD−4503	400MHz帯
偏　波　面	垂直	
使用周波数	225～400MHz	
入出力インピーダンス	50Ω	不平衡
定在波比	1．8以下	225～400MHz
指　向　性	水平面無指向性	
許容電力	200W以下	実効電力
	400W以下	最大尖頭電力
絶縁抵抗	500MΩ以上	1000Vメガー
耐　電　圧	AC1000V	1分間
耐　風　速	90m/s	最大瞬間風速
給電点接栓	N−J接栓	
受風面積	約0．11㎡	
受風荷重	約56kg	90m/s時
質　量	5kg以下	

第１０装置収納架内接続図

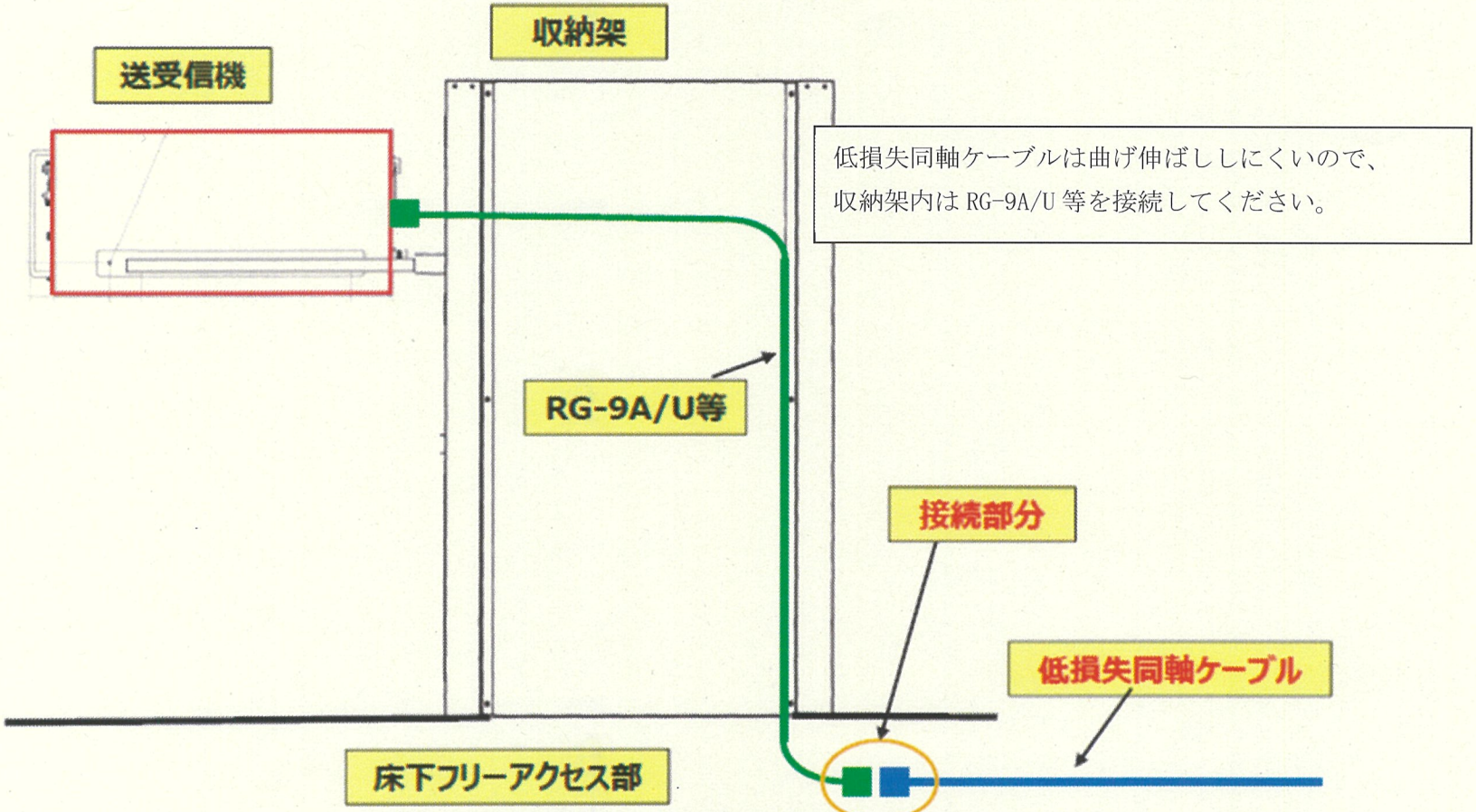
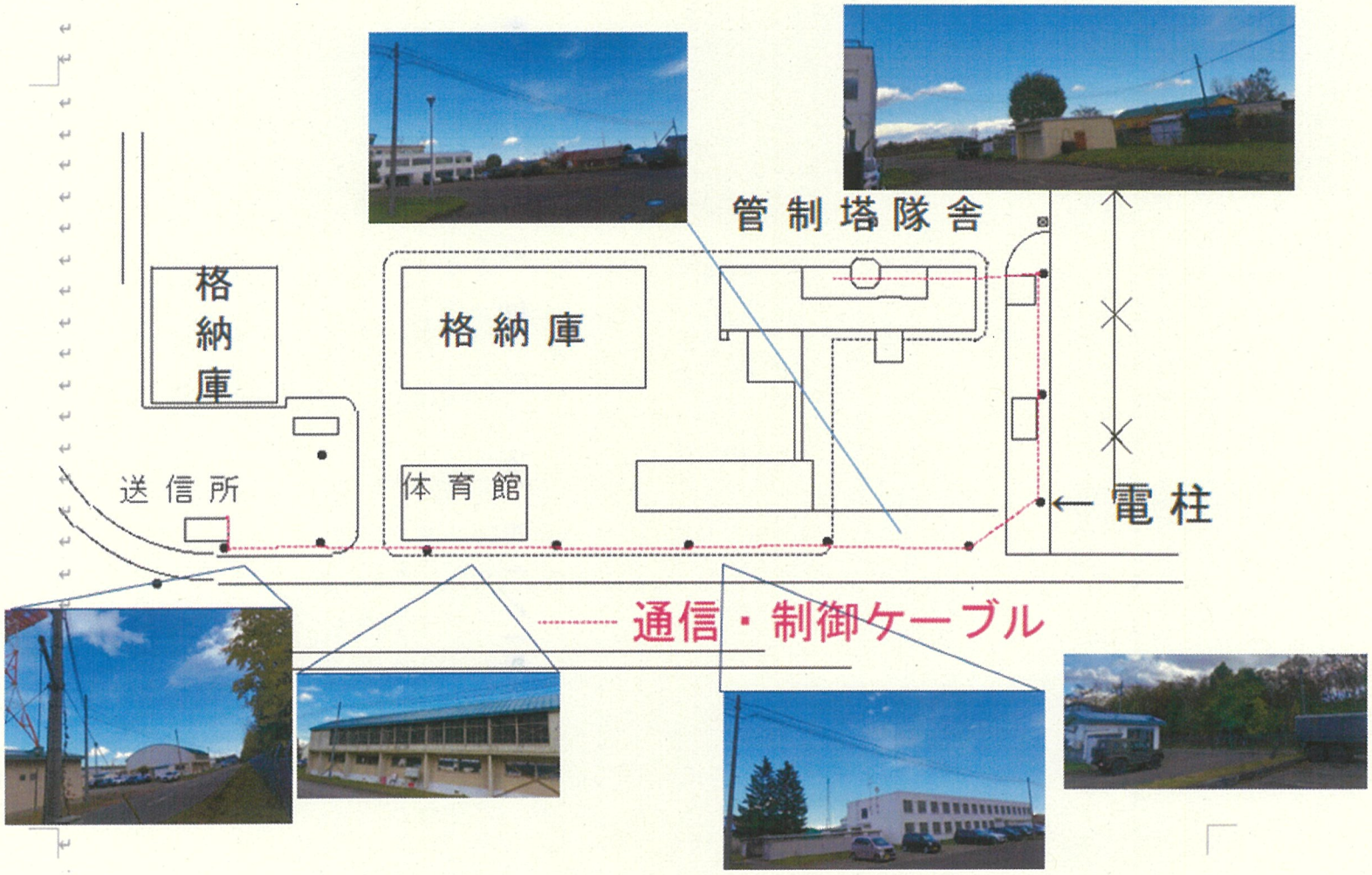


図４－１０　低損失ケーブルを使用する場合の接続図

© 2022 Toshiba Electro-wave Products co.,ltd.

役務名	十勝対空無線機新設役務	28

管制塔隊舎～送信所　新設ケーブル図



役務名	十勝対空無線機新設役務	29

管制塔隊舎屋上　新設ケーブル用配管図



4階屋上から管制塔に入るまで



3階屋上から4階屋上↑　　電柱から3階屋上↓

送信所～管制塔隊舎へ新設通信ケーブル３０Ｐ

管制塔隊舎屋上の配管・配線



令和　　年　　月　　日

一般競争入札事前審査申請書

分任契約担当官　殿

住　　所：
商号又は名称：
代表者氏名：
※担当者：
※連絡先：

令和８年１１月１６日付で入札公告がありました十勝対空無線機新設役務にかかる一般競争入札参加にあたり、公告内容に基づく事前審査のため下記のとおり書類を申請いたします。

記

１　下請業者の有無
有（予定業者名：　　）
無

２　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し

３　建設業法第３条に規定する「電気工事」に係る建設業許可の写し

４　役務実施可能予定人数等
～　　人（昼間作業：　　～　　人　夜間作業：　　～　　人）

うち、日本国籍以外の者の有無
有（内訳：　　計　　人）
無

５　予定使用器材及び台数
器材名及び性能等：　　性能　　台
器材名及び性能等：　　性能　　台
器材名及び性能等：　　性能　　台
器材名及び性能等：　　性能　　台
器材名及び性能等：　　性能　　台

６　作業工程（概略）

作業名	１２月	１月	２月	３月
	契約日			3月31日

５　その他

※　担当者及び連絡先記入の場合は、押印省略ができる。